

平成27年御嵩町議会第4回定例会会議録

1. 招集年月日 平成27年12月4日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成27年12月4日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第10号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）
 - 報告第11号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）
 - 報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額）
 - 議案第47号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について
 - 議案第48号 平成27年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第49号 御嵩町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第50号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
 - 議案第51号 御嵩町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の全部を改正する条例の制定について
 - 議案第52号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第53号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第54号 御嵩町町税条例及び御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第55号 御嵩町ふるさとみたけ応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第56号 工事請負契約の締結について
 - 議案第57号 工事請負契約の一部変更について

議事日程第1号

平成27年12月4日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 4件

(1) 岐阜県建設技術協会の要望書

(2) 常任委員会所管事務調査報告書

(3) 定例監査実施報告書

(4) 例月現金出納検査の結果について（報告）（平成27年8月分から10月分まで）

町長報告 3件

報告第10号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

報告第11号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額）

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 11件

議案第47号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について

議案第48号 平成27年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について

議案第49号 御嵩町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

議案第51号 御嵩町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の全部を改正する条例の制定について

議案第52号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 御嵩町町税条例及び御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 御嵩町ふるさとみたけ応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第56号 工事請負契約の締結について

議案第57号 工事請負契約の一部変更について

出席議員 (12名)

議長 大 沢 まり子	1番 奥 村 雄 二	2番 安 藤 信 治
3番 伏 屋 光 幸	5番 高 山 由 行	6番 山 口 政 治
7番 安 藤 雅 子	8番 柳 生 千 明	9番 山 田 儀 雄
10番 加 藤 保 郎	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 瀬 瀬 久 美
教 育 長 高 木 俊 朗	総 務 部 長 寺 本 公 行
民 生 部 長 山 田 徹	建 設 部 長 伊 左 次 一 郎
企 画 調 整 担 当 参 事 葛 西 孝 啓	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 田 中 秀 典
総 務 防 災 課 長 亀 井 孝 年	企 画 課 長 各 務 元 規
環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち つ く り 課 長 可 児 英 治	亜 炭 鉦 廃 坑 対 策 室 長 鍵 谷 和 宏
税 務 課 長 若 尾 要 司	住 民 環 境 課 長 大 鋸 敏 男
保 険 長 寿 課 長 加 藤 暢 彦	福 祉 課 長 佐 久 間 英 明
農 林 課 長 石 原 昭 治	上 下 水 道 課 長 須 田 和 男
建 設 課 長 筒 井 幹 次	会 計 管 理 者 水 野 嘉 博
生 涯 学 習 課 長 若 尾 宗 久	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小木曾 昌 文	議 会 事 務 局 書 記 金 子 文 仁
----------------	--------------------------

開会の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

したがって、平成27年御嵩町議会第4回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしく願いいたします。

ケーブルテレビ可児より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可します。

それでは、招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

大変寒くなりましたが、体調の管理をしていただきまして、この本年最後の定例会、無事終えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

御嵩町議会第4回定例会開催に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見や報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

先日の、町制施行60周年記念式典では、多くの方を表彰させていただきました。住民の皆様が、それぞれの分野で地域へ貢献してくださっていることで、御嵩町が支えられているということに改めて感じたところでございます。また、式典前に行いました今年度の「みたけのええもん」認定式では、新たに4つの商品を認定いたしました。いずれの認定者も、認定の趣旨である食によるまちづくりについて御理解いただいている方でありますので、式典の来賓、表彰者控室において、みずから商品のPRや提供によるおもてなしを行っていただきました。「みたけのええもん」の認定品につきましては、今後もより一層の支援に努めてまいりたいと考えております。

11月26日には、県内で初めてとなる外務省主催地方視察ツアーによる在日各国の外交団の大使と18名の皆様を本町へお迎えいたしました。議員の皆様におかれましても、お出迎えなどおもてなしをしていただきましたことに感謝申し上げます。当日は、御嶽宿周辺や愚溪寺、謡坂地内の中山道などで歴史や文化を体感していただく行程で、ガイド及びおもてなしは、英語の堪能な東濃高校生、観光ボランティアガイド懇話会、みたけ華ずしの会、農家生活改善グループ及び御嵩町茶華連盟の皆様に御協力をいただきました。

私は、大使等の皆様にありのままの御嵩町を楽しんでくださいと申しました。地域の皆さんの、飾らないおもてなしが高評価を得て、大使等の皆様の満面の笑顔を見ることができました。本町の地域の皆さんによるおもてなしや、本町の魅力を世界に発信することができました。

また、本日まで行われております御嵩町観光協会、御嵩町商工会、名鉄広見線を守ろう会、御嶽宿かいわいの商店の皆様の一丸となった願興寺の秘仏特別公開の取り組みは、地域の皆さんの予想を大幅に上回る4,000人を超える方々が、中には、東京や大阪などの遠方からも訪れていただいていると伺っております。これも、地域の皆さんのおもてなしの心が一つになった結果であると思っております。

このような取り組みを生かすためにも、町としましても外国の方にわかりやすい英語版観光ホームページや、案内板の整備、来訪者のためのW i - F i 環境の充実などを進めてまいります。

平成25年3月、環境モデル都市に選定され、環境に優しい地域づくり、地球温暖化問題等についてトップ集団の一員である誇りを持って取り組んでいるところではありますが、その取り組みにつかまして、内閣府より来年2月に開催予定の「環境未来都市構想推進国際フォーラム i n ポートランド」での事例発表の要請がございました。内閣府の本構想を一段と進めることに協力したいと考えておりますし、本町としましても取り組みを国内外へPRする絶好の機会でございますので、参加させていただきたいと思っております。

開催地でありますアメリカオレゴン州ポートランド市は、コンパクトシティーのベストプラクティスとして世界から注目を浴びているところでございますので、事例発表とあわせて地方創生に向けたまちづくりに関する視察や意見交換等を行い、今後の持続可能なまちづくり、地域連携に係る政策立案に役立てたいと考えております。

おととい2日の第18回名鉄広見線活性化協議会において、名鉄広見線新可児駅から御嵩駅間の運営に関する協定書を11月2日付で締結できた旨の報告をさせていただきました。前回の活性化協議会での協議を踏まえ、可児市、御嵩町の両議会、名古屋鉄道株式会社の取締役会において真摯に協議いただきました関係者の皆様の御尽力に対し、心より御礼を申し上げます。各年度1億円で3年間の運行支援という前回と同条件ではありますが、過去2回の3月の協定書締結に比べて、12月という早い段階で正式に存続の報告ができたことは、現在名鉄広見線を利用して通う高校生や通勤者はもちろんのこと、今後受験を控え、進路選択する中学3年生や、その保護者に対しても安心して進路が決められる交通環境を提供できたことは、大変喜ばしいと思っております。

一方、依然として利用者数は減少しており、名鉄広見線存続に大変厳しい状況でございます。しかしながら、平成28年度中には、御嵩と八百津を結ぶトンネルが開通する予定であり、動線

が変わることや、杉原リストのユネスコ世界記憶遺産の登録へ向けた八百津町の取り組み、また、中山道を踏破する欧米人の本町来訪など、名鉄利用者増加には追い風であると言えます。近隣市町との魅力あるまちづくりの連携により、地域のにぎわいを創出する中で、基軸に名鉄広見線が存在するような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

この1日に、知事と市町村長との意見交換会がございました。山積する行政課題の中でも、各自自治体で総合戦略の策定が進む地方創生、また一億総活躍社会や、TPP（環太平洋連携協定）のほか、関東・東北豪雨を踏まえた防災対策といった最重要課題について意見交換を行いました。これらのさまざまな国の取り組み及び行政課題につきまして、本町としましては住民の方々にとって最も適切な対応を検討し、進めていきたいと考えております。

また、マイナンバー制度につきましては、番号通知カードの送付が順次なされているところでございます。来年1月1日からの取り扱い開始に伴い、今回その詳細を定める条例を新規に制定するための議案を上程しておりますが、このように番号法に基づき条例を制定することは必須のことではございますが、個人を特定することができる重要な情報であることを十分に認識し、情報流出事故等がないよう、体制を整備し万全を期して取り組んでまいります。

国が定めた、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、検討を重ねてまいりました御嵩町人口ビジョンと、本町の人口を取り巻く現状や課題、今後の方向性を踏まえ、効果的な施策や具体的な取り組みをまとめた、みたけ創生総合戦略の策定が終わり、10月30日に内閣府に提出いたしました。

この総合戦略策定に当たり、町内、議会、住民、町の施設利用者などさまざまな立場からの意見の聴取に努めてまいりました。特に、産官学金労言の各分野の専門知見を持った方々で構成しましたみたけ創生有識者会議の8名の委員に加え、経済分野の意見をいただくために10月に委嘱したみたけ政策アドバイザーの3名の方たちとの議論においては、町内外からの視点で、従来の見方や考え方を異にするアイデアを数多くいただき、とても有意義な議論を重ねることができましたことを、心より感謝申し上げます。

今後は、この戦略に基づき、事業を進めていくこととなりますが、国は、本格化する地方の総合戦略の先駆的事业を支援するため、平成27年度補正予算に（仮称）地方創生加速化交付金1,000億円程度を計上する方針であると報道がありました。町としても、効果的に事業を推進するためにも、国の動向を見きわめ、必要に応じて総合戦略を修正しながら実施してまいり所存でありますので、今後とも御理解のほどよろしくお願いいたします。

国の農業政策である、農地中間管理事業の推進につきましては、本町では、農事組合法人ふしみ営農が、中心となって御尽力いただいております。この農事組合法人ふしみ営農の農地集積、集約化が国の農業施策に沿った顕著な功績と認められ、東海農政局長より表彰を受けられ、

その御報告を受けたところであります。本町の農業事情は、全国事情と同様に農業の担い手の高齢化や後継者不足といった深刻な問題を抱えていますが、このような中での受賞は、大変喜ばしいものであり、町内の農業を支えていただいていることに感謝をするものであります。また、農地中間管理事業には、株式会社アオキ様、田中農機株式会社様にも御参画をいただき、今後も、農業振興のけん引役として御尽力をいただくことに御期待するものであります。

全国の自治体が制定した空家に対する条例を踏まえて、空家等対策の推進に関する特別措置法が、平成26年11月19日に制定され、平成27年5月26日に全面施行されました。この法律は、平成26年第3回定例会に上程し、採決をいただきました御嵩町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例を包括的に網羅するものであります。また、平成27年度の税制改正により、この法律に基づき、特定空家等の所有者等に対して、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告した場合は、当該特定空家等に係る敷地について、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外することとされました。このため、現条例が法律と重複する部分は法に合わせ、条例のみが規定している空家等適正管理審議会の設置に特化した条例に全部改正を行います。今後は、法律に基づいた実態調査等を速やかに行い、公共の福祉増進と、地域の振興に努めてまいります。

本町において、最も大きな被害が出るのが想定されております南海トラフ巨大地震に対する備えの一つとして、防災拠点施設の建設を進めております。10月27日に入札を行い、10月30日付で仮契約を締結しました。平成28年12月中までの工期とし、平成29年4月のオープンを予定しております。平常時にも有意義に活用できるよう各種団体と協議を進めてまいります。議員の方々におかれましても、地域のリーダーとして積極的に関与していただけたら幸いに存じます。

災害対策本部となる役場及び避難所である隣接する小・中学校で、亜炭鉱廃坑の空洞充填工事を実施してまいりました。南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業 第1期地区及び連携した工事である特殊地下壕等対策工事は、この10月末をもって工事完了いたしました。第1期地区の工事完成により、町の防災対策上で最も重要な施設の地盤を補強することができたと考えております。また、第2期、第3期地区として陥没被害が多く発生している民間宅地を対象に、空洞充填工事を実施しております。これらの空洞充填工事も、来年度の工事完成を目指し、着実に作業を進めていますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

本町における社会保障の指標の一つ、国民健康保険や介護保険の特別会計の運営について、さきの第3回定例会で、昨年度決算状況を議事として説明させていただきました。今年度の上半期を終えた時点での動向が見えてまいりました。

まず国民健康保険であります。今年度前半の医療費の支払い状況は6億5,500万円、前年

度より2,000万円、3.2%の増加となっています。被保険者は減少傾向にあるものの、医療の高度化などにより、一般被保険者の療養給付費、高額療養費が伸びています。御承知のように、国民健康保険は、平成30年度から市町村と都道府県が保険者となる大きな改正が行われます。厚労省は、新しい国保制度について、都道府県が市町村に示す国保事業費納入金や標準保険料率など、財政運営の中核となる仕組みの詳細を来年1月に提示するようであります。県内においては、岐阜県国民健康保険改革対策検討会が立ち上がり、標準保険料算定に基づく保険料の試算などの議論がなされていますが、来年1月以降、より詳細な議論がなされ、国から具体的な情報が市町村に示されるものと考えております。

介護保険については、上半期の介護給付金が5億6,900万円と、前年度より約900万円、1.6%減の状況となっております。これは、制度の開始以来最大となった介護保険制度の改正に伴い、介護報酬の改定等により、これまでのような給付費の上昇が抑えられているためと思われれます。しかしながら、10月時点での高齢化率は28.1%と前年度に比べ確実に進んでいる中で、介護認定者の数も930人と昨年度より47名、5.3%の増加となっております。介護保険制度は、今年度より第6期事業計画をスタートさせていますが、依然として高齢化率や認定者の数は上昇しており、今後ますます介護予防を含めた施策の充実を図っていくことは重要であると考えております。

総務建設産業常任委員会協議会などの席上で御報告させていただき、報道発表を行った案件であります。このたび、町内の一部の住宅が建設されている土地に対し、その税額を軽減するという特別措置が正しく適用されていなかったために、固定資産税を過大に徴収していたという課税誤りが判明いたしました。既に該当する94人の方への謝罪と説明を終え、御理解をいただいているところであります。公平で適正な課税を旨としなければならない税務行政にあって、その信頼を著しく損なう事案となりましたこと、深くおわび申し上げます。

今回の誤りを厳正に受けとめ、今後このような誤りが起こらないように、事務処理体制を強化するとともに、職員の質向上に努め、信頼回復に全力を挙げてまいり所存でございます。この事案の返還に係る補正予算を上程させていただいているところであり、議決後、速やかに返還の手続に入らせていただきますので、よろしくお願いたします。

今回提案の平成27年度一般会計補正予算関連について、主なものを御説明いたします。

まず歳入についてですが、子ども・子育て支援新制度施行に伴い、児童運営費負担金1,984万7,000円の増額、保育緊急確保事業費補助金185万2,000円の減額などを計上しております。

次に歳出であります。職員の人事異動に伴う人件費76万6,000円の減額、固定資産税の課税誤り及び補助金の精算に伴う過誤納金還付金2,950万円の増額、子ども・子育て支援新制度施行に伴う御嵩保育園運営委託料1,415万9,000円の増額、民間保育園運営補助金352万1,000円

の減額などを計上しております。

補正予算額は、歳入歳出ともに4,977万円の追加となっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告について御説明させていただくとともに、一般会計補正予算の概要について御説明申し上げました。

今回提案いたしますのは、一般会計補正予算など予算関係2件、条例関係7件、その他2件、報告3件、都合14件であります。後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。御清聴ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願い致します。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 谷口鈴男君、1番 奥村雄二君の2名を指名します。

会期の決定

議長（大沢まり子君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る10月30日の議会運営委員会において、本日より12月11日までの8日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より11日までの8日間とすることに決定しました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いいたします。

諸般の報告

議長（大沢まり子君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してありますピンク色の諸般の報告つづりをごらんください。

岐阜県建設技術協会の要望書、常任委員会所管事務調査報告書、定例監査実施報告書、例月現金出納検査の結果について、これは平成27年8月分から10月分までの報告であります。以上の4件が議長宛てにありました。その写しを配付して、議長報告にかえさせていただきます。

以上で、議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第10号 専決処分の報告について、報告第11号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 鍵谷和宏君。

亜炭鉱廃坑対策室長（鍵谷和宏君）

おはようございます。

それでは、諸般の報告つづり1ページをお願いいたします。

報告第10号 専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をする。

専決第6号 専決処分書。

平成27年御嵩町議会第3回定例会で議決された工事請負契約の一部変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

契約の目的、平成26年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業第1期防災工事。契約の金額、6億6,513万4,200円を6億6,454万4,520円に変更する。変更理由、充填確認ボーリング延長等の変更による減額。契約の相手方、飛島・天野特定建設工事共同企業体。

資料つづり52ページをお開きください。

工事請負変更契約書の写しをつけてございますので、お目通しをよろしくお願いいたします。

続きまして、諸般の報告つづり2ページを再度お願いいたします。

報告第11号 専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第7号 専決処分書。

平成27年御嵩町議会第3回定例会で議決された工事請負契約の一部変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

契約の目的、平成27年度特殊地下壕等対策事業亜炭鉱廃坑充填工事。契約の金額、7,404万480円を7,350万9,120円に変更する。変更理由、充填確認ボーリング延長等の変更による減額。契約の相手方、飛島・天野特定建設工事共同企業体。

資料つづりの54ページをお開きください。

こちらに工事請負変更契約書の写しをつけてございますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

報告第12号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 筒井幹次君。

建設課長（筒井幹次君）

おはようございます。

それでは、諸般の報告つづり3ページをお願いいたします。

報告第12号 専決処分の報告についてです。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決第8号 専決処分書。

事故の損害賠償の額を定めることについて、平成27年11月9日専決処分いたしました。

事故の発生日時は、平成27年9月26日土曜日、午前8時45分ごろ。事故の発生場所は、御嵩町伏見地内の町道生沢・宮上線。損害賠償の相手方は、岐阜県可児郡御嵩町伏見818番地3、加藤有子さんです。

事故の概要といたしまして、御嵩町地域環境保全活動支援団体、いわゆるロードサポーターの認定を受けた伏見台シニアの団体構成員が、町道の清掃、草刈りを行っていた際、通行していた上記相手方の車両に、草刈りによる飛び石が当たり、車両のボディを損傷させたというものでございます。損害賠償額は、11万5,274円です。この損害賠償額につきましては、御嵩町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険により給付されることとなっております。以上、報告させていただきます。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（大沢まり子君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました議案第47号から議案第57号までの11件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件11件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第47号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 亀井孝年君。

総務防災課長（亀井孝年君）

おはようございます。

私のほうから、議案第47号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

補正予算書つづりの表紙をめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正は、第1条で4,977万円を追加し、歳入歳出予算の総額を90億4,724万4,000円とする旨規定しております。各款項ごとの補正額につきましては、2ページから4ページの第1表 歳入歳出予算補正によります。

次に、歳入予算について説明させていただきますので、7ページをお願いします。

款14国庫支出金、目01民生費国庫負担金、児童運営費負担金は、基準単価の見直しによりまして1,323万1,000円の増額。

項02国庫補助金、目01総務費国庫補助金、選挙人名簿システム改修補助金は、選挙年齢引き下げ分30万1,000円の計上。

目02民生費国庫補助金、保育緊急確保事業費補助金は、子ども・子育て支援新制度の施行によりまして、185万2,000円の減額。

款15県支出金、目02民生費県負担金、児童運営費負担金は、基準単価の見直しによりまして、661万6,000円の増額。

項02県補助金、目01総務費県補助金、清流の国ぎふ市町村提案事業補助金は、環境モデル林整備事業分の49万4,000円の増額。

目02民生費県補助金、低年齢児保育事業補助金は、補助非該当のため、63万2,000円の減額。

次の8ページでございますが、休日保育事業費補助金、保育緊急確保事業費補助金は、子ども・子育て支援新制度の施行により、それぞれ63万円、30万8,000円の減額。

目04農林水産事業費県補助金、清流の国ぎふ市町村提案事業補助金は、里山林整備事業分81万8,000円の増額。

款16財産収入、目01不動産売払収入、町有土地売払収入は、3件の売却で298万2,000円の増額。

款17寄附金、目01指定寄附金、民生費寄附金は、寄附により100万円の増額。

款18繰入金、目01財政調整基金繰入金は、財源調整のため2,775万円の増額。

次の9ページをお願いします。

ここからは、歳出でございます。

人件費の節02給料、節03職員手当等、節04共済費の補正につきましては、人事異動等により一般会計全体で82万5,000円を減額しています。なお、18ページ以降に給与費明細書を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

それでは、人件費以外のものについて説明させていただきます。

款02総務費、項01総務管理費、目01一般管理費、節09旅費は、環境未来都市構想推進国際フォーラムへの参加などによりまして、100万8,000円の増額。

目02広報広聴費、節08報償費は、広報モニターの新増員により2万4,000円の増額。

目04電算管理費、節14使用料及び賃借料は、マイナンバー関連のサーバーの借り上げ料28万2,000円の増額、節18備品購入費は、パソコン購入費186万7,000円の増額。

目08環境モデル都市推進費、節11需用費は、環境モデル林整備事業分41万4,000円の増額、節14使用料及び賃借料は、環境フェアでのレンタル代8万円の計上。

目13諸費、節23償還金利子及び割引料は、固定資産税の課税誤りに伴う還付金1,740万円及び平成26年度障害者自立支援給付費負担金の精算に伴う還付金1,210万円、合計いたしまして2,950万円の増額です。

目18福祉向上基金費、節25積立金は、基金積立金100万円の増額。

次の10ページが一番下でございますが、目01選挙管理委員会費、節13委託料は、選挙権年齢引き下げシステム改修分60万3,000円の計上。

次の12ページをお願いします。

款03民生費、項02児童福祉費の保育所民営化等調査検討委員報酬は、開催回数の増などによりまして、5万9,000円の増額。

節07賃金は、育児休業など臨時保育士増によりまして、230万円の増額、節13委託料は、基準単価の見直しにより、1,415万9,000円の増額、節19負担金補助及び交付金は、子ども・子育て支援新制度の施行によりまして、352万1,000円の減額。

次の13ページをお願いします。

款06農林水産業費、目04農地費の節13委託料の不用額29万8,000円を、節15工事請負費に組み替えるもの。

項02林業費、目02林業振興費、節13委託料は、里山林整備事業分81万9,000円の計上。

次の14ページ中段でございますが、款08土木費、目05地籍調査費、節08報償費は、地籍調査事業の境界立会分21万4,000円の計上。

次の15ページをお願いします。

こちらの中段でございますが、款10教育費、目02事務局費、節19負担金補助及び交付金は、

私立幼稚園入園者の増加によりまして、53万3,000円の増額。

目01学校管理費、節11需用費は、小学校の天井等の修繕費52万1,000円の増額。

次の16ページ、目02教育振興費、節20扶助費は、要保護者の増加によりまして、40万円の増額。

項04生涯学習費、目02公民館費、節11需用費は、御嵩公民館地下タンク等の修繕料33万3,000円の増額です。

以上で、議案第47号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（大沢まり子君）

議案第48号 平成27年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 須田和男君。

上下水道課長（須田和男君）

おはようございます。

それでは、議案第48号 平成27年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

補正予算書つづりの緑色の表紙の1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、第1条で歳出予算の内部において追加、減額をし、歳出予算総額の9億4,808万2,000円は変更しない旨を規定しております。第2項で規定する2ページの第1表 歳出予算補正及び3ページの歳出補正予算事項別明細書は、後ほどお目通しいただくとしまして、4ページをお願いいたします。

款01下水道事業費、項01下水道管理費、目01下水道維持管理費で、758万5,000円を増額するものでございます。内訳としましては、人事異動により下水道特別会計の職員の給与、職員手当、共済費につきまして不足が見込まれることから、これら人件費を合わせて298万5,000円の増額をお願いするものです。

もう1点は節27の公課費で、460万円の増額補正をお願いをするものです。これは9月に確定申告をし納付を済ませました平成26年度分の消費税、地方消費税額に基づきまして、平成27年度中に支払うべき中間納付税額が確定しましたが、460万円の予算不足が生じますので増額補正をお願いするものでございます。

下段になりますが、款01下水道事業費、項02下水道施設費、目01下水道建設費、節13委託料におきましては、ただいま御説明しました下水道維持管理費の追加分と同額の758万5,000円を減額するものでございます。これは、南山台東団地の汚水処理について公共下水道への接続に

向けた管路等の調査を行っているところですが、事業費の見込みが立ったことから758万5,000円を減額し、歳出内での調整をさせていただくものでございます。

5ページ、6ページにつきましては、給与費の補正に伴う明細書でございます。後ほどお目通しをお願いしたいと存じます。

以上で、議案第48号 平成27年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第49号 御嵩町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 各務元規君。

企画課長（各務元規君）

それでは、議案書つづりの2ページをお開きください。

議案第49号 御嵩町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

改正条例は2ページから5ページとなっています。改正内容の説明については、資料で御説明いたしますので、資料つづりの1ページをお願いいたします。

今回の改正は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、いわゆる一元化法の一部が、平成27年10月1日から施行されたことに伴い、所要の改正をするものでございます。

一元化法の施行により、共済年金が厚生年金に統合され、適用日以降については厚生年金と同様に取り扱うこと、条例附則第5条の表について、補償の種類ごとに一元化法の改正順序に合わせて並びかえを行い、率については同率とするなどの改正です。次の2ページから6ページまでに、新旧対照表がございますので、後ほどごらんください。

議案書つづり4ページにお戻りください。

附則の第1項は、施行日は公布の日、適用日は平成27年10月1日と規定し、第2項から第4項に経過措置を規定しております。以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第50号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議案第51号

御嵩町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の全部を改正する条例の制定について、議案第52号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議案

第56号 工事請負契約の締結について、以上4件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 亀井孝年君。

総務防災課長（亀井孝年君）

それでは私のほうから、条例関係3件、工事請負契約の締結について1件、合計4議案について、続けて説明をさせていただきますのでよろしく申し上げます。

初めに、議案第50号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを説明させていただきます。

議案につきましては、議案つづりの6ページからでございます。資料は、資料つづりの7ページとなります。

資料つづりのほうで概要を説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

この条例の制定趣旨といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、略称で番号法といたしますが、別表に規定されていない事務で、町が独自に個人番号を利用または特定個人情報を提供する場合において、必要となる事項については、番号法第9条第2項及び第19条第9号の規定に基づき、条例として定めるものでございます。

中段にあります参照部分をごらんください。

根拠となる番号法第9条第2項において、地方公共団体の長は、社会保障、地方税、または防災に類する事務であって、条例で定めるものについては、必要な限度で個人番号を利用することができるものと定められています。また、第19条第9号において、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するときは、制限を受けないと定められています。これらの規定を根拠といたしまして、この条例を制定するものでございます。

それでは、条例本文について説明させていただきますので、議案つづりの6ページをお願いします。

第1条は、この条例の趣旨といたしまして、先ほど申し上げた番号法の根拠に基づき制定する旨を規定しております。

第2条は、用語の定義として、個人番号、特定個人情報、個人番号利用事務実施者、情報提供ネットワークシステムの4つの用語について、それぞれ番号法で用いる用語と同じ定義である旨を規定しております。

第3条は、町の責務として、個人番号の利用や特定個人情報の提供に関し、適正な取り扱いを行うこととともに、国との連携を図りながら自主的、主体的に地域の特性に応じた施策を実

施する旨規定しております。

第4条は、個人番号の利用範囲について規定しておりますので、順に説明をいたします。

第1項では、独自利用事務について、別表1、1枚めくっていただきまして8ページをお願いいたします。

こちらが別表1といたしまして独自利用を行う事務を定めている表でございますが、3項目ございます。第1項として、乳幼児及び義務教育就学児、第2項として、重度心身障害者、第3項として、母子、父子家庭等々の医療費助成に関する事務を規定しております。

7ページにお戻りください。

第4条第2項では、別表2、もう一度1枚めくっていただきまして9ページをお願いいたします。

こちらは別表2といたしまして、町長部局内で庁内連携を行う事務を定めている表でございます。別表1と同じく、本町では福祉医療費助成に関する事務について庁内連携を行うことができることとし、連携を行う特定個人情報といたしましては、第1項の乳幼児及び義務教育就学児におきまして住民票関係情報、健康保険情報、生活保護の情報の3項目、第2項の重度心身障害者と、第3項の母子、父子家庭の児童等におきましては、第1項の情報に加え市町村民税の情報の4項目と規定しております。

7ページにお戻りください。

第4条第3項では、独自利用事務について町長部局と教育委員会部局との間で連携を行うことができる旨を規定しています。この第3項と、さきに説明しました第2項に規定されていますただし書につきましては、国が整備しております情報提供ネットワークシステムを利用して、特定個人情報の提供を受ける場合は、番号法の規定が根拠となることから、条例の規定から除外する旨を規定するものでございます。

第4項では、庁内連携により、特定個人情報を利用できる場合においては、申請者からの添付書類を省略することができる旨を規定しています。

第5条第1項では、特定個人情報を提供する場合を定めています。

11ページをごらんください。

別表3におきまして、提供することができる場合を規定しております。左から2番目の列に、特定個人情報の提供を受けることができる事務として、第1項に就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務。第2項に、特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務を規定しております。

これらの事務について、一番左の列にあります照会機関である教育委員会が、左から3番目の列にあります情報提供機関である町長に対し、一番右の列にあります特定個人情報の提供を求めた場合において、町長がこれらの特定個人情報を提供する旨を規定しております。

就学援助に関する事務におきましては、住民票関係情報、市町村民税情報、生活保護情報、児童扶養手当の情報の4項目。特別支援学級の援助に関する事務におきましては、住民票関係情報、市町村民税情報、生活保護情報の3項目について提供可能としております。

7ページにお戻りください。

第5条第2項では、第4条第4項と同様に、添付書類の提出を省略することができる旨を規定しております。

附則といたしまして、この条例は平成28年1月1日から施行することとさせていただきます。

以上で、議案第50号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第51号 御嵩町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを御説明させていただきます。

議案は、議案つづりの12ページ、資料は、資料つづりの8ページとなります。

資料つづりのほうで説明をさせていただきます。

改正の趣旨につきましては、全国の自治体が制定した空家に対する条例を踏まえまして、議員立法として空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。この法律は、御嵩町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例を、包括的に網羅するものでございます。

中段の図のように、改正前の現条例では第2条で管理不全な状態を定義いたしまして、第7条以降で指導・助言、勧告、命令、公表、代執行となっており、命令をしようとするときは第8条第2項の規定により、空家等審議会の意見を聞かなければならないと規定されております。下段の図は、法律と新条例を表記したもので、法律は第2条で特定空家等を定義いたしまして、第14条で指導・助言、勧告、命令、公示、代執行が規定されております。このため、現条例が法律と重複する分は法律に合わせ、条例のみが規定しております特定空家等の適正な管理に関し、必要な事項を審議するための空家等適正管理審議会の設置に特化した条例に全部改正し、御嵩町空き家等適正管理審議会設置条例を制定するものでございます。

9ページからは、法律と現行条例、改正条例の対照表を添付いたしましたので、後ほどお目通しをお願いします。

議案つづりの12ページをお願いします。

第1条では、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条の規定に基づく特定空家等の所有者または管理者に対する命令その他必要な事項について審議するため、御嵩町空き家等適正管理審議会を設置すると規定をいたしました。

第2条でこの審議会の所掌事務を、第3条で組織を、第4条で任期を、第5条で会長等を、第6条で審議会の会議を、第7条で庶務を、第8条で委任を規定しております。

附則で、第1項は施行期日を平成28年1月1日から施行する旨、第2項、第3項で審議会の委員の特例を規定させていただいております。

以上で、議案第51号 御嵩町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の全部を改正する条例の制定について説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第52号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案は議案つづりの14ページ、資料は資料つづりの17ページとなります。

資料つづりで概要を説明させていただきます。

先ほど説明させていただきました議案第49号 御嵩町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと同様でございますが、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

主な改正概要は、中段でございますが、(1)として追加費用対象期間のある共済年金につきましては、厚生年金と同様に取り扱う。(2)といたしまして、条例第18条の2に規定する公務上の災害、これにつきましては、生命の危険が予測される状況下において、人命の救助等に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合ですが、この場合につきましては、従来の調整率と異なる調整率を用いることとするなどの改正でございます。

次の18ページ以降には、新旧対照表を添付しましたのでお目通しをお願いします。

議案つづりの14ページに戻っていただきまして、こちらが条例の本文でございまして、22ページをお願いします。

附則といたしまして、第1項で公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用すると規定をいたしまして、第2項に経過措置を規定させていただいております。

以上で、議案第52号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

続いて、議案第56号 工事請負契約の締結についてを説明させていただきます。

議案つづりの30ページをお願いします。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、御嵩町防災コミュニティ複合施設建設工事。契約の方法は、条件つき一般競

争入札。契約金額は、4億176万円でございます。契約の相手方は、岐阜県加茂郡富加町加治田3580番地、青協建設株式会社可茂営業所、所長 服部弘二でございます。

資料につきましては、資料つづりの47ページをお願いします。

こちらには、工事請負仮契約書の写し、続きまして、入札執行結果公表一覧表、次の49ページには、工事実施箇所図となっておりますので、お目通しをお願いします。

以上で、議案第56号 工事請負契約の締結についての説明を終わらせていただきます。4議案まとめて説明をさせていただきました。御審議のほどよろしくをお願いします。

議長（大沢まり子君）

議案第53号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

まちづくり課長 可児英治君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（可児英治君）

おはようございます。

それでは、議案第53号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

議案つづりでは23ページでございますが、資料つづりの31ページにより改正概要の説明をさせていただきます。

この条例は、御嵩町内における中小企業者の経営安定を図るため、国の小口零細企業保証制度に準じ、岐阜県信用保証協会の信用保証を活用し、融資の円滑かつ迅速化を図ることを目的としております。条例の改正趣旨といたしましては、中小企業信用保険法の改正に伴い、国の小口零細企業保証制度が見直されたことに応じ、本町の小口融資条例についても改正するものであります。

改正の概要としましては、中小企業信用保険法の改正により、小規模企業者の対象にNPO法人が加わりましたが、国の小口零細企業保証制度においては、医業を主たる事業とするものを除き、NPO法人を対象としないことから、国の小口零細企業保証制度に準ずる当町の小口融資条例についても同様に、医業を主たる事業とするものを除き、NPO法人を対象としないものといたします。

こちらの小口企業信用保険法の改正内容でお示ししているとおり、改正後では第7号に小規模NPO法人を加えることとなりました。一方、小口零細企業保証制度では、申込人資格要件でNPO法人を対象としないことから、改正後の中小企業信用保険法第2条第3項中の第7号、小規模NPO法人を除いた第1号から第6号までを申込人資格要件としておりますので、これに準じて、御嵩町小口融資条例第4条、申込人の資格についても改正するものであります。

なお、NPO法人の中でも医業を主たる事業とするNPO法人は、第6号に含まれますので融資の申込人資格要件に含まれております。

また、今回の条例改正にあわせ、第4条の申込人の資格以外にも用語の整理をあわせて行っております。

この条例の施行日は公布の日からとなりますが、平成27年10月1日から適用いたします。

次の32ページから新旧対照表がございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第53号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定についての御説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第54号 御嵩町町税条例及び御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号 御嵩町ふるさとみたく応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

税務課長 若尾要司君。

税務課長（若尾要司君）

おはようございます。

それでは、議案第54号、第55号の2議案について御説明を申し上げますのでよろしくをお願いいたします。

初めに、議案第54号でございます。御嵩町町税条例及び御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案は、議案つづりの24ページから28ページに示してございますが、今回の改正についての概要で御説明を申し上げますので、恐れ入りますが資料つづり34ページをお願いいたします。

説明に入ります前でございますが、34ページをお開きいただいております、その概要の中でございます。改正の趣旨に関する文中、上段から7行目の後段になる箇所でございますが、「猶予制度が創設され」の後に、平仮名の「る」が欠落してございました。加筆をお願いさせていただきますとともに、資料の記載誤りにつきましてここでおわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

それでは、提案理由説明に入らせていただきます。

改正の趣旨でございます。今回の条例等の改正は、平成26年度税制改正におきまして国税に関し、納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、従来の職権型の換価猶予制度などに加え、納税者の申請に基づく換価の猶予制度が創設されるなど、猶予制度の見直しが行われました。これを受けまして、地方税の猶予制度についても所要の見直しが行われることとなり、平成27年度の税制改正において地方税法などの改正が行われ

たところであります。この改正において、地方税の現行の徴収の猶予、換価の猶予制度に加え、納税者の申請による換価の猶予制度が創設され、猶予に係る担保の徴収基準など地域の実情を踏まえた猶予制度となるよう、一定の要件については地方団体の条例で定めることとなったため、町税条例についても所要の改正を行うものです。

猶予制度につきましては、概要の中段、猶予制度とはとして徴収換価の猶予となる場合の要件を示してございます。まことに恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

主な改正内容でございます。

第1条として、地方税における申請による徴収の猶予、職権による換価の猶予、申請による換価の猶予について分割納付の規定の整備、申請書類の記載事項及び添付書類、猶予の取り消し事由、担保の徴収基準に関する項目など、条例で規定を追加しております。

各条ごとの内容となります。

猶予に係る徴収金等の納付等の方法として、財産の状況その他事情を鑑み、合理的かつ妥当となるように分割納付等ができることを8条で規定しております。徴収猶予を申請する際の手続に必要な猶予に該当する事実の詳細や、猶予を受けようとする金額及び期間、分割納付等の金額及び期間等の申請書類記載事項、その訂正、修正の期間について第8条の2で規定し、第8条の3として、新たに徴収猶予に係る町税以外で滞納した際には、その猶予を取り消すことを。

第9条として、職権による換価猶予並びに換価の猶予期間の延長に係る手続及び分割納付等の金額、期間等に関し必要となる書類などを規定しております。今回創設された部分でございますが、申請による換価の猶予に関し、第9条の2としてその申請期限を徴収金の納期限から6カ月以内とすること、並びにその申請に係る手続、提出すべき書類、訂正修正の期間について、徴収猶予申請と同様とする旨を規定し、第10条として猶予に係る金額が10万円以下である場合、猶予期間が3カ月以内の場合、担保を徴収することができない特別な事情がある場合、担保の徴収を必要としない旨を規定させていただいております。

また、2条関係としまして行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法での適用条文の明示を、町税条例等の一部を改正する条例等で整備するために、所要の改正を行わせていただいております。

ただいま御説明申し上げました内容につきましては、本来であれば新旧対照表で御説明申し上げるところでございますが、資料つづり36ページから44ページまでに新旧対照表を示してございます。恐れ入りますが、こちらはお目通しのほどお願いしたいと思います。

それから、施行に関する事項でございます。附則としましてこの条例改正の施行を、公布の日から。ただし、第1条にかかわる規定でございますが、徴収換価の猶予に関する規定の部分

でございますが、平成28年4月1日からとしております。

以上で、議案第54号の説明を終わらせていただきます。

引き続き議案第55号でございます。

議案つづり29ページでございますが、資料つづりで御説明申し上げますので、資料つづり45ページをお願いいたします。

議案第55号 御嵩町ふるさとみたけ応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の趣旨です。御嵩町ふるさとみたけ応援寄附金条例、現行の条例でございますが、第2条各号で、寄附金を財源の一部として実施する本町の事業が、地球温暖化の防止その他環境保全に関する事業を初めとして、その他目的達成のために町長が必要と認める事業まで5事業を示してございます。条例第3条第1項において、寄附者がこの5事業のうちから寄附金の使途を指定することができる旨を規定しております。非常にまれなケースとなるわけでございますが、寄附者が寄附金の使途を指定されない場合、その場合について、同条第2項の規定で諸般の事情を勘案し、第2条に規定した事業のうちから私ども町長が指定するという動きになっておるところでございますが、現行では、第2条第1号の地球温暖化の防止その他環境保全に関する事業、それから第2号、高齢者等の福祉向上に関する事業、第3号の将来を担う子どもたちの健全育成に関する事業、この3事業、ちょうど説明のところでもちよとした表のようなものをつけさせていただいておりますが、そこをごらんいただくとわかりますが、その3事業のみに活用できるという状況になっております。

恐れ入ります、次のページでございますが、御嵩町ふるさとみたけ応援寄附金条例の新旧対照表をごらんいただけますでしょうか。

今御説明申し上げましたとおりでございますが、現状として条例で定めるふるさと応援寄附金、ふるさと納税を活用する事業は5事業ある関係から、寄附者が寄附金の使途としての事業区分を指定されなかった場合、町長が諸般の事情を勘案し事業を指定できる区分を、現行の第1号から第3号のうちからとあるものを、第2条各号で定める全ての事業とする旨、第3条第2項の改正を行うものでございます。

また、第3条第2項中の寄附者の事業指定がないものに対する規定が、現行では寄附者の意思によるものかどうかという点で若干明確ではないと捉えられることも勘案し、寄附者の意思により事業区分を指定しなかったということを明らかにするため、「前項」とある部分に「寄附者」を明示し「寄附者が前項」と。また、「指定がないものについて」を、寄附者の意思を明確にすることを目的とし「指定をしなかったとき」と改めるものでございます。

施行に関する事項でございます。附則において、公布の日からと規定させていただいており

ますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第55号の説明を終わらせていただきます。議案第54号、55号、2件あわせて御説明させていただきました。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

議長（大沢まり子君）

議案第57号 工事請負契約の一部変更について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 筒井幹次君。

建設課長（筒井幹次君）

それでは、議案つづり31ページをお願いいたします。

議案第57号 工事請負契約の一部変更についてです。

平成27年御嵩町議会第2回定例会で議決された工事請負契約の一部を、次のとおり変更するものでございます。

契約の目的は、御嵩町公共下水道事業長岡雨水幹線（第3工区）工事です。当初の契約金額、5,603万400円を、6,654万960円に変更するものです。変更理由は、工事変更等による増額でございます。契約の相手方は、株式会社本州緑化建設です。

次に、資料つづり50ページをお願いいたします。

この50ページには、工事請負仮変更契約書の写しを載せてございます。

次の51ページをお願いいたします。工事の概略図です。主な変更内容といたしまして、国道21号の通行規制に伴う安全対策の追加と、入札差金を有効に活用し、事業の延伸を図るため図面黒色の実線で示しております施行延長128メートルに加え、19.5メートル分を追加施工するものでございます。以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（大沢まり子君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

税務課長 若尾要司君。

税務課長（若尾要司君）

申しわけございませんでした。先ほど提案理由の説明をさせていただくところで、町税条例の改正の中で、第10条の内容につきまして御説明を申し上げたときに、猶予に係る金額が10万円というふうに御説明申し上げたようでございますが、100万円が正しい数字でございますので、大変申しわけございませんでした。訂正させていただきます。

散会の宣告

議長（大沢まり子君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は12月8日午前9時より開会しますので、よろしくお願いいたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時24分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

